

『丹後縦貫林道整備計画検討委員会』規約

第1条(設置)

丹後縦貫林道整備計画検討委員会（以下委員会という）は、京都府丹後広域振興局が丹後縦貫林道協議会の協力を得て設置する。

第2条(目的)

委員会は、宮津市日ヶ谷から大宮町三重までの区間の概略計画の見直し立案において、手続きの透明性客観性公正さを確保し、公正中立な立場から市民参画プロセスについて助言、評価することを目的とする。

第3条(所掌事項)

委員会は、前条の目的を達成するために以下の事項について実施するものとする。

- ①府民等の意見の把握、整理、分析に関する助言
- ②市民参画の手法や進め方についての助言、評価
- ③概略計画策定の手続きにおいて配慮すべき事項に関する助言
- ④その他必要な事項

第4条(構成)

委員会は、有識者をもって構成し、委員の構成は別紙のとおりとする。

2 委員会は委員総数の過半数をもって成立するものとする。なお、委員の代理出席は認めないものとする。

3 委員の追加変更は、委員会の承認を要するものとする。

第5条(第三者性)

委員は、委員会の目的に照らし、特定の行政機関および特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

第6条(任期)

委員の任期は、委員会の所掌事項が完了するまでとする。

第7条(委員長)

委員会には、委員長を置くものとする。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長が職務を遂行出来ない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。